

生活援助型の介護予防訪問型サービスについて

現行の介護予防訪問型サービスについて (※H29 第 1 回資料より再掲)

現在、寒川町における総合事業の介護予防訪問型サービスは、旧介護予防訪問介護に相当するサービスとして、町の指定を受けた事業者が、専門の資格を持った訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、ホームヘルプサービスを提供しています。

しかし、今後の要支援者の増加に伴うサービス需要増や、訪問介護事業所を取り巻く状況等を考慮し、専門の資格を持たずとも介護予防訪問型サービスのうち生活援助に区分されるサービスの提供が出来る、生活援助型の介護予防訪問型サービスの創設を検討しています。

訪問看護員（ホームヘルパー）として勤務するのに必要な資格

- 介護福祉士
- 都道府県知事又は都道府県知事の指定を受けた介護員養成研修事業者が行う研修の課程を修了し、証明書の交付を受ける

身体介護と生活援助

- 身体介護
主に利用者の身体に直接接触して行う、専門的知識・技術をもって行うサービス。
- 生活援助
身体介護以外の、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助。

専門の資格を所持していなくても研修を受けることで、生活援助部分について提供が出来るサービスを検討。

介護予防訪問型サービスの対象者 (※H29 第 1 回資料より再掲)

介護予防訪問型サービスの利用が出来る対象者は次のとおりです。

① 要介護認定で要支援 1・2 の認定を受けている人

要支援 1 の状態像

ほとんど自立に近いが時と場合によっては支援が必要な人。食事や排泄などは自立しているが、掃除や調理、洗濯など、身の回りの世話の一部に手助けが必要。また立ち上がり時などに、なんらかの支えを必要とする時がある。

要支援 2 の状態像

要支援 1 よりも、身の回りの世話に対して支援が必要であり、歩行についてもある程度の支援が必要。理解力についても若干の低下がみられる。

② 介護予防チェックリストで事業の対象者となった人

総合事業では、要介護認定を受けなくても介護予防チェックリスト（生活機能の低下を測る質問票）で、事業の対象者となった場合、サービスを受けることが出来ます。

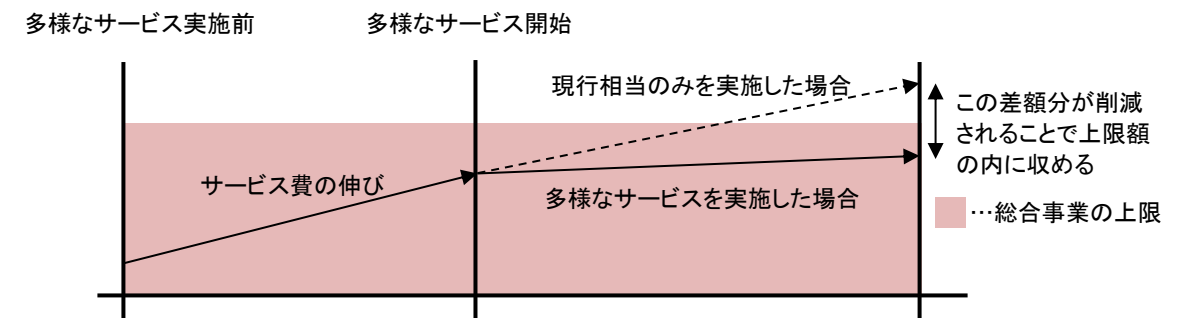
多様なサービスの実施と総合事業の上限額について (※H29 第 3 回資料より抜粋して再掲)

総合事業には、国の定めた上限額が存在し、各市町は、この上限額の中で総合事業を実施することとされています。この上限額は、各市町の 75 歳以上の高齢者伸び率に連動しており、寒川町では、第 7 次計画の最終年である平成 32 年度までは、各年、約 7% 程度で上昇し、以降、平成 37 年度までは、各年、約 5% 程度で上昇すると推測しています。

現在、平成 32 年度までは、現行相当サービスのみを提供を続けても、この上限額を越えないと考えていますが、今後も、この伸び率以上に、総合事業のサービス費が増加することがないように管理を行うことが必要です。

そのため、現行相当サービスだけではなく、多様なサービスの実施も考慮するなどし、寒川町における総合事業が持続可能な形をとることが出来るようにしていく必要があります。

【イメージ図：多様なサービスを実施する際の理想】



介護予防訪問型サービスの費用について

現在の介護予防訪問型サービスは、1 カ月あたりでの包括料金です。

区分	単位数	利用者	サービス費
介護予防訪問型サービス費（Ⅰ）	1,168 単位	1 週に 1 回程度の訪問が必要とされた者	約 12,497 円
介護予防訪問型サービス費（Ⅱ）	2,335 単位	1 週に 2 回程度の訪問が必要とされた者	約 24,984 円
介護予防訪問型サービス費（Ⅲ）	3,704 単位	1 週に 2 回程度を超える訪問が必要とされた者（※要支援 2 のみ）	約 39,632 円

※加算などは加味していません。

介護予防訪問型サービスの実績

平成 30 年 6 月 審査分

件数	サービス費	総合事業費	利用者負担額
84 件	1,541,335 円	1,391,250 円	150,085 円